

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

① スポーツGOMI拾いin城下町の取組

高知大学の学生グループ主催し、ごみ拾いをボランティア活動ではなく、拾ったごみの種類により重さをポイント化して競うスポーツイベントとして平成25年から毎年中心市街地内で開催している。高知市学生活動交流館を活用して企画・運営を行い、商店街も運営に協力しており、学生活動交流館事業及び学生と商店街の連携事業の実践的取組といえる。



② 外国人観光客へのおもてなしの取組

近年増加している外国人観光客への対応として、外国客船寄港時に中心商店街を訪れた外国人観光客に対し、観光案内、日本文化を体験できるミニイベント、多言語観光マップの配布、商店街内歓迎表記等を実施しており、外国人観光客の受入おもてなし事業の実践的取組となっている。



③ 街なか空間を活用した取組

壱番街商店街のストリートダンスやおかみさん市、はりまや橋商店街での木々くらぶ等、商店街内の空きスペースを活用したイベントを開催している。商店街への誘客及び賑わいの創出につながっており、街なか空間有効活用事業の実践的取組といえる。



④図書館と商店街の連携した取組

商店街と個店のファンづくりを目的としたミニ講座「高知まちゼミ」開催時に、仮設市民図書館本館においてまちゼミと関連した本のコーナー特設によるまちゼミの情報発信を実施しており、オーテピアにおけるソフト事業の試験的取組となっている。



[2] 都市計画との調和等

本計画の内容は、次の計画等との整合性がとれている。

(1) 高知広域都市計画区域マスタープラン

中心市街地に関する課題として、衰退傾向を指摘しており、まちづくりの基本理念の1つとして「安全を確保し、生活が息づくまちづくり」を掲げている。その中で、将来人口の減少が予測される状況において、市街地内の低未利用地などについて、民間活力を導入しながら、既成市街地での人口の定着を図り、中心市街地のにぎわいを取り戻すことを位置付けている。

また、中心市街地の魅力を高めるために、「行ってみたいくなるまち」、「回遊性を持つまち」とする工夫の必要性を述べ、そのために、以下の様な施策を挙げている。

- ・誰もが利用できる快適な歩行者空間として、バリアフリーの推進
- ・周辺観光地などとのネットワークの形成

その他、住宅地の整備の観点から、まちの賑わいを取り戻すため、低未利用地の活用や高度利用により、中心市街地等に若者や高齢者住宅を誘導し、街なか再生に取り組むことを位置付けている。

(2) 高知県景観ガイドライン

「高知市の中心市街地には商店や飲食店等が多く立地し、高知らしい、にぎわいのある景観を見せている」としながらも、その一方で、奇抜な建築物や屋外広告物等の増加により、乱雑な様相を呈していることを指摘している。

そこで、市街地における景観において、地域の特徴別にゾーンを分け、それぞれに目標像を掲げており、中心市街地は、「中心地区」および「繁華街地区」に位置付けられ、目標像および基本的方向は以下の通りである。

【中心地区】

目標像：街の個性を表す、風格ある中心地区の景観

基本的方向：・風格の感じられる庁舎周辺のシンボル景観づくり

- ・落ち着いたある、地区の大通りづくり
- ・大通り沿いのスカイラインの整理
- ・道路付属物等の整理・更新
- ・気軽に立ち寄れるオープンスペースづくり

【繁華街地区】

目標像：店が立ち並び、にぎわいと楽しさを演出する繁華街地区の景観

基本的方向：・にぎわいのある繁華街地区のモール空間づくり

- ・歩行者と自動車の良好な関係の構築
- ・シンプルで落ち着いたある街路灯等の採用
- ・路上広告物の規制とルール化の推進
- ・回遊性の高い商業施設のネットワークづくり
- ・海上や港からの景観を決定づける斜面樹林と家並みの保全

(3) 2011 高知市総合計画（2016 基本計画改訂版）

魅力ある都心空間の形成を図るため、土地の高度利用の推進や、都心居住を促進するとともに、中心核としてさまざまな機能を充実させる。また、都心の魅力と回遊性の向上、歴史・文化的資源の活用を図り、にぎわいと求心力の回復に取り組んでいくとある。

(4) 2014 高知市都市計画マスタープラン

中央地域のまちづくり構想として、『城下町の風情を感じるにぎわいのまち』を目標に掲げ、以下の4つを基本方針としている。

- ①にぎわいと活力のある都心の形成
- ②道路ネットワークの形成による都市交通の円滑化
- ③県都の中心にふさわしい歴史と文化を感じさせる風格あるまちづくり
- ④暮らしの安全・安心の確保

また、ゾーン別土地利用・市街地整備の方針において、中心商業・業務ゾーンについて、以下の通り位置付けている。

【中心商業・業務ゾーン】

- ・ 県都の中心にふさわしい歴史・文化を感じることができるまちなみ空間の形成を図る
- ・ 中心市街地の商業・業務機能の高度化と活性化、都心居住を促進する
- ・ さまざまな機能の充実により、魅力ある都市空間の形成を図る
- ・ 日曜市など街路市やよさこい祭りの振興により、にぎわいと郷土の文化を感じることができる市街地環境の形成に努める

(5) 高知市立地適正化計画

都市機能誘導区域を次の基準により設定している。

- ・ 交通結節機能を有する公共交通の利便性が高い区域
- ・ 県都の経済、政治、文化などにおいてリードする役割を担う区域
- ・ 医療施設、大学などが立地する医療・文教施設が立地する区域
- ・ 今後、土地区画整理事業などにより新たなまちづくりが展開される区域
- ・ 防災上の拠点性を有する区域
- ・ 生活利便性を維持・向上すべき区域

都市機能誘導区域のうち、中心市街地を含む区域を中心拠点とし、「高次都市機能が集積し、にぎわいや活力を創出する拠点として、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、更なる質の高い機能を誘導することにより、県都としての魅力向上を図ること」を目的としている。

(6) 高知市地域公共交通網形成計画

本市のまちづくりの将来像を実現するため、土地利用計画や地域の特性、公共交通ストックの配置等を踏まえ、利便性・効率性も勘案しながら、望ましい公共交通体系の構築を目指し、基本方針を「市民とともに、公共交通を守り・育て・支え合うにぎわいあふれる交通ネットワークの構築」に掲げている。

(7) 高知市景観計画

高知市都市計画マスタープラン等を踏まえて景観形成におけるゾーニングを行い、全体としての景観形成の方針をもちながら、各ゾーンに最適な景観形成がなされるようゾーン別に基本方針を定めている。

【都心ゾーン】

- ・シンボリックな建造物や山なみへの眺望の保全
- ・まちなかの緑の創出
- ・熱環境への配慮
- ・風格のあるまちなみの形成
- ・個性を活かした景観の保全・創出
- ・統一されたスカイラインの形成
- ・ふれあいと賑わいのあるまちづくり
- ・低層部の賑わいと中高層部の品格